

活動内容

【指定生活介護サービス】

【支援方針】

サービスの実施にあたっては、常時介護を要する利用者に対して、利用者の意思を尊重し利用者の能力及び適正に応じた自立した生活が送れるように、基本的な日常生活能力の維持・向上のために必要な支援、その他の便宜供与を適切かつ効果的に図ります。

【支援内容】

- ・個別支援計画の作成
- ・排泄及び食事の介護
- ・入浴の提供
- ・身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・生産活動の機会の提供
- ・相談、助言



《紙製品製作》

【指定自立訓練(生活訓練)サービス】

【支援方針】

サービスの実施にあたっては、利用者がその能力及び適正に応じ、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活が送れるように、利用者に対して2年間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援その他の便宜を適切かつ効果的に図ります。

【支援内容】

- ・個別支援計画の作成
- ・食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練
- ・生産活動その他の機会の提供
- ・相談、助言
- ・創作的活動の機会の提供
- ・健康状態急変時の緊急対応
- ・その他必要な支援



《革製品製作》

【指定就労継続支援B型サービス】

【支援方針】

サービスの実施にあたっては、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して、就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、その他の便宜供与を適切かつ効果的に図ります。

【支援内容】

- ・個別支援計画の作成
- ・就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練
- ・生産活動その他の機会の提供
- ・施設外就労機会の提供及びその支援の提供
- ・求職活動支援・職場定着支援
- ・相談、助言



《エコキャップ選別》



《革製品製作》



《パソコン講習》



《請負作業》

